

千葉県新規就農者育成方針

本方針は、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下、「総合対策実施要綱」と言う。)別記1の第7の1及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下、「円滑化対策実施要綱」と言う。)別記2の第7の1に規定される新規就農者育成方針である。

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

(1) 課題

本県では、農業者の減少・高齢化が進展しており、本県農業の競争力や持続性を確保するためには、新規就農者を確保することが重要である。

近年、県内の新規就農者数は、年間350人程度(千葉県調べ)で推移している。新規就農者の更なる確保に向けては、以下の課題がある。

- ・移住希望者などの幅広い人材を対象に就農意欲を喚起すること
- ・就農相談に対応できる体制を整備し、就農希望者に対して適切な助言を行うこと
- ・就農希望者に対し、農業技術等を習得する機会を提供すること
- ・就農後の経営発展に向けて、地域でサポートに取り組むこと

(2) 目標

県では、新規就農者の確保に関する目標を以下のとおりとする。

項目	目標
新規就農者数	400人/年

2 新規就農者に対するサポート内容

県では、新規就農者(就農希望者を含む)に対して以下のサポートを行う。

(1) 就農相談窓口の設置

県及び関係団体(計14機関)に就農相談窓口を設置し、各種相談に対応する。

(2) 就農相談会の開催

市町村等と連携し、就農相談会を開催する。また、国が開催する就農相談会(「新・農業人フェア」)等に出展する。

(3) 就農体験の実施

就農意欲喚起に向けて、県立農業大学校において農業初心者を対象とした講座を開催する。

(4) 就農関連情報の発信

就農関連の情報について、県ホームページに掲載するとともにパンフレットを作成して就農相談窓口等で配布する。

(5) 研修の実施

県立農業大学校において、就農希望者を対象とした生産技術や農業経営に係る研修を実施する。

(6) 無料職業紹介の実施

雇用先の農業法人等との円滑なマッチングを促進するため、無料職業紹介を

実施する。

(7) 営農計画の作成支援

地域農業の実態を踏まえ、就農希望者による営農計画の作成を支援する。

(8) 新規就農者等への資金交付及び機械・設備の導入等に対する支援

国の事業を活用して、就農に向けた研修資金や経営開始資金を交付するとともに、就農後の経営発展のために、機械・施設等の導入を支援する。

(9) 就農後の技術力や経営力の向上

農業経営に必要な知識や技術の習得を支援するため、セミナーを開催する。

(10) 地元の農業者等との交流促進

交流会・研修会の開催などを通じて、新規就農者間や地域の農業者との交流を促進する。

(11) 就農支援組織の設置推進

地域における就農支援組織の設置に向けた取り組みを支援する。

3 交付対象者候補を選定するために県が独自に設定する要件

県では、様々な者に事業の活用を促す観点から、交付対象者候補の選定に当たっては総合対策実施要綱別記1の第5-1及び第5-2（または円滑化対策実施要綱別記2の第5のIの1及びIIの1）に規定される要件を用いることとし、独自の要件は設定しない。

4 事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる県加算ポイントの設定

県では、以下の基準により、事業の県加算ポイントを付与する。

(通常枠、初期投資促進タイプ及び世代交代円滑化タイプ共通)

	確認項目	点数
1	独立・自営就農時の年齢が30歳未満	2
	独立・自営就農時の年齢が30歳以上45歳未満	1
2	中山間地域で営農する	2
3	・県認定研修機関において、2年以上（年間概ね1,200時間以上）研修を受講した、 もしくは、 ・親元等又は、農業法人で2年以上（年間概ね1,200時間以上）農業に従事した	2
	・県認定研修機関において、1年以上（年間概ね1,200時間以上）研修を受講した、 もしくは、 ・親元等又は、農業法人で1年以上（年間概ね1,200時間以上）農業に従事した	1

※総合対策実施要綱の改正により、地域計画早期実現枠に県ポイントが追加された場合、上表を適用するものとする。

上記の基準により各交付対象者候補に付与しようとする県加算ポイントの合計が使用できる県加算ポイント（総合対策実施要綱の別記1または円滑化対策実施要綱別記2に基づき計算した値）を上回った場合、使用できる県加算ポイントを上限として各交付対象者候補に対して上記の基準に基づき傾斜配分する。

また、上記の基準により各交付対象者候補に付与する県加算ポイントの合計が使用できる県加算ポイントを下回った場合、残りの県加算ポイントを各交付対象者候補に対して均等配分する。

さらに、上記の均等配分後も使用できる県加算ポイントが余った場合、県加算ポイントが高い交付対象者候補から順に、残りの県加算ポイントを1ポイントずつ配分する。県加算ポイントが同点である交付対象者候補については、生年月日の遅い者から順に配分する。

(附則)

本方針は、令和4年5月12日から施行する。

本方針は、令和5年2月27日から施行する。

本方針は、令和7年2月20日から施行する。

本方針は、令和8年2月17日から施行する。